

デジタル採点システム提供業務に係る企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示します。

令和8年2月13日

岡山市教育委員会教育長 三宅 泰司

1 目的

デジタル採点システム使用契約にあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定するものです。

2 業務の概要

- (1) 件 名 デジタル採点システム使用契約
- (2) 業務内容 別添仕様書（案）参照
- (3) 契約期間 契約締結日から令和11年3月31日まで
- (4) 使用期間 令和8年4月20日から令和11年3月31日まで
- (5) 概算予算額 総額20,334,600円（消費税及び地方消費税を含む。）以内
- (6) 支払条件 1年を1期年4月～6月、2期7月～9月、3期10月～12月、4期1月～3月に分け、3年間支払うこととする。
- (7) 契約保証 契約保証金（契約金額の10／100以上の額）
本契約に係る契約保証金の種類は、①契約保証金の納付、②銀行等の金融機関の保証、③履行保証保険による保証のいずれかとする。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載され、「役務」部門に登録があること。現在、有資格者名簿に登載のない者についても企画提案書を提出することができるが、企画提案書の提出とあわせて、別紙1に掲げる書類を提出し、有資格者名簿に登載されている者と同等であることの認定を受けること。
- (3) 企画競争参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書（案）等の交付	令和8年2月13日（金）から令和8年3月6日（金）まで
仕様書（案）等に関する質問受付	令和8年2月19日（木）午後3時まで（必着）
仕様書（案）等に関する質問回答	令和8年2月26日（木）午後5時までに岡山市ホームページに掲載
企画提案書及び名簿登録書類の提出	令和8年2月27日（金）から令和8年3月6日（金）正午まで（必着）
ヒアリングの実施	令和8年3月12日（木）を予定
審査結果の通知	令和8年3月17日（火）を予定

5 仕様書（案）等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報>入札・契約>その他の入札情報>企画競争・その他）からダウンロードすること。

- ホームページアドレス (<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-17-0-0-0-0-0.html>)

6 仕様書（案）等に関する質問の受付及び回答

仕様書（案）等に関する質問を受け付けます。ただし、評価基準の配点等、審査に支障をきたす質問については受け付けません。

（1）受付方法

- ①提出書類 デジタル採点システム使用契約に係る質問書（様式5）
 - ②提出期限 令和8年2月19日（木）午後3時まで（必着）
 - ③提出方法 電子メールで岡山市教育委員会事務局学校教育部学校指導課へ提出してください。提出後は必ず電話により受信の確認をしてください。
 - ④件名 「デジタル採点システム使用契約に係る質問書」
- 電子メール：gakkoushidou@city.okayama.jp

（2）回答方法

令和8年2月26日（木）午後5時までに、岡山市ホームページ（事業者情報>入札・契約>その他の入札情報>企画競争・その他>デジタル採点システム使用契約に係る企画競争実施の公示）へ掲載します。

- ホームページアドレス (<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-17-0-0-0-0-0.html>)

7 企画提案書の提出

（1）受付期間

令和8年2月27日（金）から令和8年3月6日（金）正午までとします。（受付日時は、期間中の岡山市の休日を定める条例に定める市の休日を除く午前8時3

0分から午後5時までとします。)

(2) 提出方法

岡山市教育委員会事務局学校教育部学校指導課に持参又は郵送により提出してください。郵送の場合は、一般書留又は簡易書留郵便により、「デジタル採点システム使用契約に係る企画提案書在中」と朱書きしてください。

(3) 提出書類

- ①企画競争参加申請書（様式1）
- ②実績証明書（様式2）
- ③業務実施体制調書（様式3）
- ④見積書（様式4）
- ⑤企画提案書（A4判、縦置き、横書き、左綴じ、両面印刷で頁番号を付けて作成してください。

別紙2を確認のうえ、下記の事項について作成してください。

- (ア) 業務遂行の基本方針及び令和7年度の採用実績について
- (イ) システムの操作性及び機能性について
- (ウ) 採点結果のデータ返却について
- (エ) サポート体制について
- (オ) セキュリティ対策について

⑥名簿登載書類（別紙1参照）※有資格名簿に登載のない者のみ

(4) 提出部数 11部

上記7（3）①～⑤ 各11部

- ・社名、代表者印（岡山市に届け出た使用印）のあるもの1部（正本）
- ・社名、代表者印のないもの10部（副本）

上記7（3）⑥ 1部 ※有資格名簿に登録のない者のみ

- ・社名、代表者印（岡山市に届け出た使用印）のあるもの1部（正本）

(5) 注意事項

- ①仕様書（案）等に関する質問回答（第6項第2号を参照）を確認のうえ、提出してください。
- ②提出書類については、用紙はA4判（帳票のサンプルは除く）とします。
- ③提出期限までに提案書が提出されなかった場合は、いかなる理由でも特定されません。
- ④提案書の提出期限後の差し替え、再提出は認めません。

8 特定方法等

(1) 審査体制

デジタル採点システム使用契約企画競争審査委員会（以下「委員会」という。）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。

(2) 審査方法

- ①委員会は、提出書類及び提案者へのヒアリングにより、評価基準（別紙3）の評価項目について審査を行います。

- ②委員会は、評価基準（別紙3）をもとに各委員100点満点で審査し、各委員の合計点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定します。
- ③評価基準（別紙3）の評価項目について、1項目でも0点があれば最適な提案者として特定しません。
- ④評価基準（別紙3）の評価項目について、一定の基準に達していなければ特定しない場合があります。

（3）ヒアリングの実施

発表時間は1事業者につき20分程度（説明15分、質疑応答5分程度）を予定しています。詳細な日時、場所については後日お知らせします。

ヒアリングについては、企画提案書をもとに行います。

ヒアリングでは、第7項第3号⑤の（ア）から（オ）について説明していただきます。詳細については別紙2を参照してください。

（4）評価基準

別紙3「デジタル採点システム使用契約提案内容に係る評価基準」のとおりとします。

（5）提案者の失格

契約の相手方として決定するまでに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とします。

- ①「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- ②提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があつた場合
- ⑤提案者がヒアリングに出席しない場合
- ⑥見積額が概算予算額を超過している場合
- ⑦その他委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

（6）特定結果の通知

最適な提案者に対しては提案書を特定したことを書面で通知します。特定されなかった提案者へは提案書を特定しなかったこと及び特定しなかった理由を書面で通知します。

9 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じません。

また、市議会で本業務に係る予算の議決が得られないとき又は当該予算の執行の承認が得られないときは、この事業は実施しません。

委員会で特定された最適な提案者と協議し企画・提案内容を反映した仕様書（案）を調整のうえ、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとし、第2項第5号の契約保証については、契約締結までに納付等が必要となります。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの

間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとします。

10 その他留意事項

- (1) 提案書の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とします。
- (2) 提出された提案書等は、事業受託者の選定以外には使用しません。
- (3) 提案書は原則として返却しません。返却が必要な場合は、提案時にその旨をお知らせください。
- (4) 提案書に虚偽の記載を行った場合、当該提案書を無効とするとともに、提案者に対しては指名停止を行うことがあります。
- (5) 提案書は、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となります。ただし、提案書特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としません。
- (6) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではありません。
- (7) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とします。
- (8) この企画競争の実施及び契約の締結については、本公示で定めるものその他、契約規則及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に定めるところによるものとします。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市教育委員会事務局学校教育部学校指導課（岡山市役所本庁舎8階）担当 中島
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号
電話：(086)803-1591
電子メール：gakkoushidou@city.okayama.jp